

# 平成29年度第1回安城市地域福祉計画策定協議会議事録

## 【日 時】

平成29年11月1日（水）午前9時30分～11時15分

## 【場 所】

安城市役所本庁舎3階 第10会議室

## 【出 席 者】

委 員：神谷明文会長、大見博昭副会長、柴田綾乃委員、野上三香子委員、北川弘巳委員  
塚原信一委員、都築智委員、高木キヨ子委員、松岡万里子委員、山北佑介委員  
森紀子委員、神谷由美子委員、加藤薫委員、芦田彩子委員、寺田覚委員

助 言 者：長岩嘉文（日本福祉大学中央福祉専門学校校長）

事 務 局：石川充（福祉部長）、小笠原浩一（福祉部次長）、石川芳弘（社会福祉課長）

オブザーバー：岩瀬康二（社会福祉協議会事務局長）、神谷孝（社会福祉協議会総務課長）  
大見千里（社会福祉協議会地域福祉課長）

コンサルタント：加藤栄司（地域問題研究所）、押谷茂敏（地域問題研究所）

## 1. あいさつ（安城市長）

### 神谷市長

- ・本日は、第1回目となります安城市地域福祉計画策定協議会にご出席いただき、ありがとうございます。

平成16年度に第1次計画が策定されました、安城市地域福祉計画も今回で第4次の計画策定となります。この計画では、大きく広がれ福祉の輪、みんなで支える地域の輪とする基本理念を第1次計画から変えずに踏襲してまいりました。

この基本理念には本市の福祉のまちづくりの普遍的なあり方として、みんなで力を合わせて、誰もが自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進していこうという思いが込められております。

本市は全国的にみて、立地条件、経済環境などに恵まれており、現在も年平均千人ペースで人口増加が続いていますが、高齢化率も年々上昇しており、本年4月には20パーセントを超えたことが確認されております。高齢化率が21パーセントを超えた社会は、超高齢社会とする国際的な定義付がありまして、本市も間もなく他の市町村と同様に超高齢社会を迎えることは確実と考えております。

こうした中、多様な主体が協働して地域福祉を推進することが、益々大切になってまいりました。現在、厚生労働省主導によります新たな仕組みづくりや法改正などがあり、地域におけるさまざまな福祉の取組みをまとめた、この計画はその位置付けがより重要視されることとなりました。地域の福祉に関する状況が大きく変わりつつある中、各分野のスペシャリストであられます皆様方からのご意見が不可欠でございます。

この計画づくりには是非ともお力添えをいただきますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

## 2. 委嘱状の交付

神谷市長より神谷明文安城市社会福祉協議会会長に委嘱状を手交

## 3. 委員・助言者の紹介

事務局より各委員及び助言者を紹介

事務局より本日の協議会が協議会規則に則り、成立する旨の報告

## 4. 会長の選出と副会長の指名

### 柴田委員

- ・会長には、安城市の福祉について中心的な役割を果たしておられる、社会福祉協議会の会長の神谷委員を推薦しますが、いかがでしょうか。

### 事務局

- ・ただ今、柴田委員から神谷明文委員を推薦するご発言がありましたが、ご承認いただけます場合は拍手をお願い致します。  
(異議なし、全員拍手)
- ・神谷明文委員に会長をお願い致します。

### 神谷会長(あいさつ)

- ・社会福祉協議会は民間団体ですが、安城市の福祉のかなりの部分を担っております。安城市の計画の協議会、審議会には8つほどあり、障害者福祉計画、子どもの計画、高齢者の計画などがありますが、地域福祉計画は上位計画、まとめの計画のような位置付けとなります。福祉の対象と言いますと障害者、高齢者、子どもですが、これら福祉の対象となる人に対する総合的な計画といったこととなりますのでよろしくお願い致します。

### 事務局

- ・副会長は会長の指名により、定めることとなっておりますので、会長から副会長の指名をお願い致します。

### 神谷会長

- ・地域にお詳しい安城市町内会連絡協議会副会長の大見博昭さんを指名致します。

### 事務局

- ・安城市町内会連絡協議会副会長の大見博昭委員に副会長をお願い致します。

## 5. 諮問

神谷市長より神谷会長に対し、安城市の地域福祉計画策定について諮問

(市長退席)

## 6. 助言者 長岩嘉文氏の講演

助言者 長岩嘉文氏により講演

(途中、防災訓練のため中断、訓練終了後講演を再開)

## 7. 議題

### 神谷会長

- ・先ほど、市長から安城市地域福祉計画の策定についてという諮問をいただきました。これは、社会福祉法107条の規定に基づき、安城市地域福祉計画の策定についてこの協議会に意見を求めますということです。
- ・地域福祉計画は地域福祉法に規定があり、障害者には障害者総合支援法、児童には児童福祉法や子育て支援法、高齢者には老人福祉法、介護保険法などそれぞれ法律があり、それぞれに計画があるわけですが、地域福祉計画はそのまとめの計画となります。

#### (1) 第4次地域福祉計画策定にあたって

事務局により資料「第4次地域福祉計画の策定にあたって」に基づき、第4次地域福祉計画策定にあたっての説明

#### (2) アンケート調査の実施について

事務局により資料「安城市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査（案）」に基づきアンケート調査の実施について説明

### 【質疑応答】

#### 神谷会長

- ・アンケート対象の事業所は全体の何パーセントくらいになるのでしょうか。

#### 事務局

- ・約230事業所で、市内の全事業所を対象としていますので100パーセントです。  
※事務局より：11/17現在、新規事業所等を精査し、最終的に244の事業所へ発送予定

#### 山北委員

- ・(資料16ページ)設問1で、アンケートでは定番の性別を聞く問となっていますが、地域福祉計画ということで、福祉の対象になってくるであろうLGBTの方もいらっしゃると思います。これについて、ご意見をお聞かせください。

#### 事務局

- ・統計の手法として、性別を問う部分については、分析に役立てたいということで基本項目として挙げております。
- ・LGBTにつきましては、昨今、話題となっておりますので考えておきます。

#### 柴田委員

- ・包括支援センターはどこの管轄なのでしょうか。

#### 事務局

- ・高齢福祉課です。

#### 柴田委員

- ・(資料25ページ)設問で町内福祉委員会や社会福祉協議会を知っていますかといったものはありますが、包括支援センターはありません。
- ・高齢者のことだけでなく、困りごとの多くが包括支援センターに集まることから、設問の中

に包括支援センターがあったほうがよいと思います。

#### 事務局

- ・ただ今の包括支援センターの件につきましては、設問に追加させていただきます。

#### 寺田委員

- ・(資料16ページ) 設問2で、あなたの年齢をお答えくださいとあり、75歳以上となっていますが、これからの高齢化社会を考えれば75歳以上をひとくくりにはしないほうがよいのではないのでしょうか。

#### 事務局

- ・統計上、母数がどのくらい集まるかといったことがあります。まとめない場合にゼロという数値も出てくる可能性があるため、後期高齢者の年齢である75歳で分けさせていただいております。

#### 寺田委員

- ・町内500世帯のうち、75歳以上の方が120人ほどいらっしゃいます。これから毎年、20人、30人と増えてくると思いますので、母数に入れていただくとよいと思います。

#### 事務局

- ・事務局で検討させていただきます。

#### 山北委員

- ・今回の計画は第3次を受けてのものだと思います。第3次はまだ進行中ですので総括を出すのは時期尚早とは思いますが、現時点での達成、未達成を踏まえて、アンケートの中で特に聞いておきたいとするものがあれば教えてください。

#### 事務局

- ・平成28年度末で進捗管理をさせていただいており、各課、各担当から進捗の報告をいただきましたが、未達成のものはございませんでしたので、アンケートにその部分を反映したものはございません。

#### 神谷会長

- ・このアンケートは郵便で直接受け取ることになるのですか。

#### 事務局

- ・直接お送りします。

#### 神谷会長

- ・(資料15ページ)「アンケート調査のご協力をお願い」の文面は読んでいて難しいと感じました。全て読んでくれるか疑問なので、もう少し簡単にしてはどうでしょうか。また、個人が特定されないという部分は強調すべきだと思います。

#### 事務局

- ・ただ今のご意見を尊重し、対応したいと思います。

#### 芦田委員

- ・(資料27ページ) 事業所を対象にしたアンケートで、介護保険サービスと障害福祉サービスを提供する事業所となっていますが、ここには医療機関は入っていないのでしょうか。
- ・(資料16ページ) 問5(2)の「あなたの世帯では、どのような方が同居されていますか」の中で、65歳未満で社会人の方や学生でも社会人でない方は8番(1~7のような同居人

はない) を回答するという事でよろしいでしょうか。

#### 事務局

- ・アンケートの回答の件は、8番を回答するという事で結構です。
- ・(資料34ページ) 事業所アンケートに医療機関が入っていない件につきましては、国が示した意向に基づき、介護保険と障害福祉についてどのように考えているかを把握したかったので、医療機関は外してあります。

#### 塚原委員

- ・(資料15ページ) アンケートは無作為に選んでとなっていますが、記入にあたってのお願いのところで、「ご回答は、あて名のご本人にお願いしますが、ご家族の方や一緒にお住まいの方と相談していただいて構いません」となっています。例えば、18歳の人に回答してもらう時、その人がお父さんやお爺さんと相談した場合、いったい何歳の方の回答なのかが分からないのではありませんか。

#### 事務局

- ・年齢の無作為抽出につきましては、年齢構成比に基づいた2段階抽出で、構成比を基に10歳刻みで出しています。18歳から20歳の方には割合に基づき必ず送られるようになっています。
- ・ご記入にあたってのお願いのところで、ご本人の意向が薄れるのではとのご指摘につきましては、アンケート調査の文面が分からないという方もいらっしゃる事、相談したからアンケート調査が無効というわけではないことなどから、この一文が載せてあります。

#### 加藤(地域問題研究所)

- ・(補足説明として) ご高齢の方の中には、自らが書きたくないという方がいらっしゃいますので、この一文を入れたのですが、ご本人がお答えしづらい場合は、ご家族の方に代筆してもらいながらお答えいただいても結構ですといったように、本人の意向を尊重する表現に変えることはできると思います。

## 8. その他

### 事務局より次回の予定等、連絡事項について説明

#### 長岩先生(助言者)

- ・アンケートでLGBTのお話がありましたが、社会的認知も出てきていることから調査の際、どのように扱うかを他の課も含めて研究すべきだと思います。LGBTの方には、ご本人が認識している性別で答えてもらうなど、方法はあります。今回の調査に間に合わせてほしいということではありません。
- ・75歳以上がひとくりにされているといった意見については、集計作業上の問題もあるのですが、考え方の中(長岩先生の講演)に、支え手側と受け手側に分かれるのではないということがあります。75歳から80歳前半の方の中には、相当数、支え手側の人がいますので、この部分を分けてしまうと、地域共生社会の考え方とずれてしまう可能性があります。
- ・(資料16ページ) 問4に「結婚していますか」とありますが、今は未婚率が高い時代ですので、この設問に抵抗を感じる方が一定数いるのではないかと思います。

- ・(資料2 1 ページ) 問2 5に「まあいる」という表現がありますが、あまり聞いたことがありません。安城市はこの表現をよく使うのでしょうか。
- ・(資料2 4 ページ) 問2 9、問3 0に「最低賃金程度の」とありますが、現在の愛知県の最低賃金を知らない人は多いと思いますので、愛知県の最低賃金を入れるべきか否かの判断はいると思います。
- ・(資料3 4 ページ) 共生型サービスの意向調査をするということになっていますが、(例示として) 共生型サービスとして評価が高いのが、富山型デイサービスというものがあります。これは、高齢者施設の中に子どもを預かるスペースもあり、高齢者施設と保育機能が合体した形になっています。高齢者は専ら援助を受ける側ですが、子どもが来た時は援助する側になり、縦割りの施設を合体することで相乗効果を生み出しています。
- ・国が共生型サービスを進めているのは、事業所の倒産があることも関係しています。介護保険は高齢者を対象に限定していますが、これに障害者を対象に含めれば事業所は倒産しなくてもすむかもしれないといった思惑もあります。共生型サービスには、こういった2面性があることから、慎重に評価する必要があり、丁寧な議論で進めていく必要があると思います。

#### **事務局**

- ・貴重なご意見ありがとうございました。事務局で協議させていただきアンケートに反映させていただきたいと思います。
- ・平成2 9年度第1回安城市地域福祉計画策定協議会を終了いたします。

以上